

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
福祉部 子ども家庭局	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に令和6年度分の年間使用料が納付されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 548 1525 831"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>使用許可期間</th> <th>許可数量</th> <th>年間使用料</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力供給</td> <td>令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> <td>電柱1本</td> <td>1,700円</td> <td>令和6年 4月15日</td> </tr> <tr> <td>電気通信ケーブル設置</td> <td>令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> <td>電柱1本</td> <td>1,500円</td> <td>令和6年 4月10日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	許可数量	年間使用料	納付日	電力供給	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	電柱1本	1,700円	令和6年 4月15日	電気通信ケーブル設置	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	電柱1本	1,500円	令和6年 4月10日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>
使用目的	使用許可期間	許可数量	年間使用料	納付日													
電力供給	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	電柱1本	1,700円	令和6年 4月15日													
電気通信ケーブル設置	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	電柱1本	1,500円	令和6年 4月10日													

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年6月3日から同年7月1日まで)